

令和3年3月29日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

厚生労働大臣政務官
大 隈 和 英

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持や採用について

日頃より、円滑な労使関係の構築にご尽力をいただくとともに、厚生労働行政へご理解とご協力をいただき、心から御礼申し上げます。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、企業の皆さまにおかれましては、事業の継続や従業員の雇用維持等に懸命に取り組んでいただいているものと承知しております。

これら取組を更に後押しするべく、政府においては、特に影響を受ける女性や非正規雇用労働者の方々に対するものを含め、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持や再就職等に対する支援として、別添のとおり累次にわたり雇用対策パッケージを策定するとともに、順次、実施に移しております。

貴団体におかれては、これら施策について会員に周知いただくとともに、その活用等の働きかけを引き続きお願い申し上げます。

ウィズ・ポストコロナ時代を見据えた雇用対策パッケージ

計2.5兆円

1.在籍型出向の活用による雇用維持等への支援0.1兆円

2.早期再就職等の支援 0.3兆円

- 「雇用シェア」(在籍型出向制度)支援の助成金の
新設、マッチング支援機能の強化<635億円>
- 他業種進出のために労働者に訓練を行う事業主の支援
<293億円の内数>

- 早期再就職のための離職者訓練の推進<1,089億円>
- 医療・介護・保育分野等の人材不足分野へのマッチング支援の強化<61億円>
- 離職者を早期に雇い入れた事業主や就職困難者を雇い入れる事業主、
一定期間試用雇用する事業主への助成金の活用<632億円>
- 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組等を支援
(地域活性化雇用創造プロジェクトの新コース創設等)<128億円>
- 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援<9億円>
- ハローワークにおける求人確保と求人充足サービスの充実<73億円>
- ハローワークにおける非対面(非接触)サービスの充実などに向けた検討・試行実施<2億円>
- 求職者の特性に応じた支援の強化<1,326億円>

- [非正規雇用労働者・子育て中の女性・就職氷河期世代等]<536億円>
 - ・ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制の強化
 - ・子育て中の女性等に対する、マザーズハローワーク等における就職支援及び
仕事と家庭の両立ができる求人の確保、職業訓練の強化
 - ・就職氷河期世代支援プログラムに基づく就職支援の推進
 - ・早期再就職のための求職者支援訓練の推進
 - ・紹介予定派遣を通じた正社員化に取り組む派遣先事業主への助成対象の拡充 等

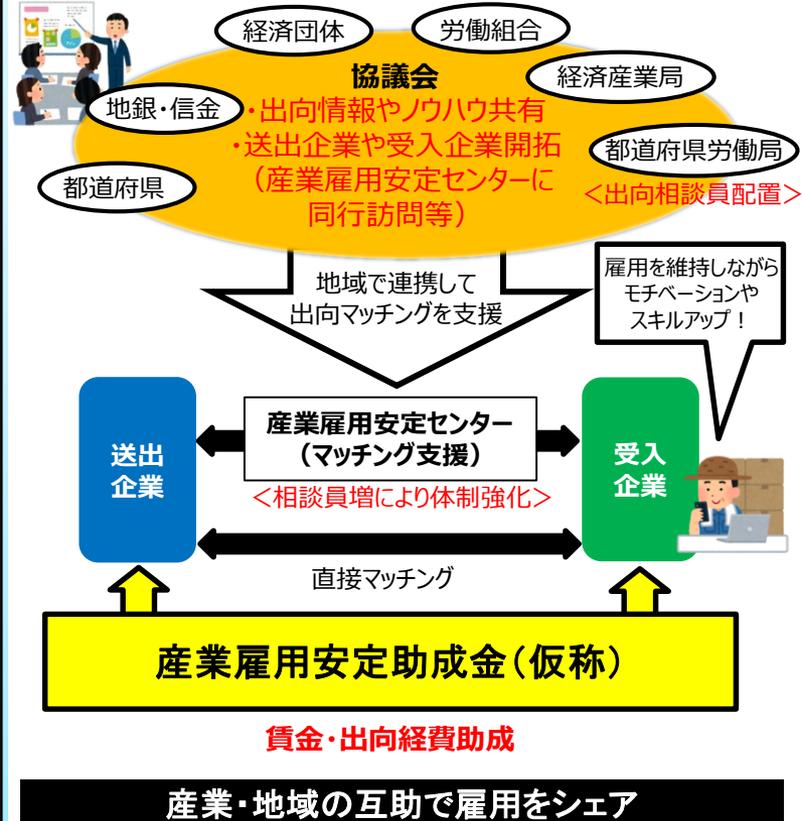
- [若者]<132億円>
 - ・若者(新卒者、既卒者等)への就職支援の強化

- [高齢者]<304億円>
 - ・ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充
 - ・70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備等を行う企業への支援
 - ・シルバー人材センターや自治体等との連携による地域の多様な就業機会の確保

- [障害者]<167億円>
 - ・中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化、障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進
 - ・精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

- [外国人労働者]<102億円>
 - ・外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助、外国人求
職者に対する就職支援、外国人の多言語相談支援体制や情報発信の強化
 - ・外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施

- [生活困窮者]<86億円>
 - ・地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就職支援 等
 - ・生活困窮者等を雇い入れる事業主への助成



3.雇用調整助成金等による雇用維持の取組の支援 2.1兆円

- 雇用調整助成金の特例措置等は、現行措置を2月末まで延長の上、3月以降、段階的に縮減し、5~6月にリーマンショック時並みの特例とすることを基本の想定としつつ、感染状況や雇用情勢を踏まえ柔軟に対応する。

(注)予算額は、令和2年度三次補正予算及び令和3年度当初予算の合計(15か月予算)(重複排除しているため、各項目の合計は見出しの金額と一致しない)

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

- 4月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大3/4

● 5月～6月の特例措置

- 原則的な措置を段階的に縮減
日額上限：（1日1人あたり）13,500円 助成率：最大9/10（中小企業）
- 感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：最大10/10（中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象
→ 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→4月末まで
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→ 解除月の翌月末まで
（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

- ① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
- ② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- *1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給
- *2 収入には、特定の用途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月 ⇒ 2週間から6月に緩和	標準3月 ⇒ 1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

1. 生活困窮への支援

- ・ 緊急小口資金等の特例貸付の継続・件数の増加
 - 今般の緊急事態宣言を踏まえ新規貸付・再貸付を4月以降も継続
 - 償還免除要件を明確化（資金種類ごとに住民税非課税世帯を一括償還免除）
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化
- ・ 住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給の4月以降の継続
- ・ セーフティネット強化交付金による不安定居住者に対するアウトリーチ・一時的な居所確保の強化
- ・ 生活保護の扶養照会や転居指導などに係る弾力的な運用の周知・徹底
- ・ J-LODI live補助金等を通じたフリーランスなどイベント出演者やスタッフの支援

2. ひとり親世帯等への支援

- ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）の支給
- ・ 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
- ・ 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設
- ・ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の強化
- ・ 養育費の確保（不払い解消）に向けた取組の強化

3. 休業者・離職者への雇用支援

- ・ 大企業のシフト労働者等への新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の適用
- ・ 小学校休業等対応助成金の申請をしない企業で働く保護者が直接支給を申請できる仕組みの導入
- ・ 企業による休業手当の支払や雇用調整助成金における適切な申請に向けた働きかけ
- ・ 雇用調整助成金の特例措置の継続（緊急事態宣言の解除月の翌々月からは感染拡大地域・業況の厳しい企業の特例を導入）
- ・ 在籍型出向による雇用維持への支援（産業雇用安定助成金の創設、産業雇用安定センターによるマッチング等）
- ・ マザーズハローワーク等専門窓口でのきめ細かな就労支援
- ・ 新型コロナの影響による離職者（シフト減で実質的に離職状態にある方を含む）を試行雇用する事業主へのトライアル雇用助成金による支援、感染症対策業務等による雇用創出（10万人規模）、人材確保等促進税制等

4. 職業訓練の強化・ステップアップ支援

- ・ 求職者支援制度など職業訓練の抜本的拡充
公共職業訓練の受講者を50%増（約15万人を目標）、求職者支援訓練の受講者を倍増（約5万人を目標）
 - 職業訓練の期間・時間を柔軟化、**デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増**（約5千人を目標）し、訓練内容を多様化
 - 職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件（8→12万円）・出席要件）の活用による**受給者倍増**（約2.5万人を目標）
- ・ **介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設**
- ・ 地域女性活躍推進交付金の活用による女性の学び直し・ステップアップ支援
- ・ デジタル技能学び直しのための「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」の利用推進
- ・ コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）
- ・ 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ

5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- ・ **NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化**（セーフティネット強化交付金、地域自殺対策強化交付金）
- ・ **フードバンクへの支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充**
- ・ **NPO等が行う子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）に係る地方自治体への補助の拡充**（地域子供の未来応援交付金）
- ・ **NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充**（地域女性活躍推進交付金）
- ・ **公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設**
- ・ **NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充**

6. 政府支援施策の大規模かつ戦略的な広報

- ・ 政府広報、SNSの活用等

生活に困窮される方への支援（緊急小口資金等の特例貸付・住居確保給付金）

◎ 緊急事態宣言の再発出等により、引き続き経済情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の申請期間の延長等を実施。

【緊急小口資金等の特例貸付】

・ **特例貸付**（※1） **の申請期間の延長** 申請期間を3月末から6月末まで延長

（※1）緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金（再貸付）

・ **総合支援資金の償還免除要件の明確化**

借受人の早期の生活再建を支援するため、資金種類ごとに一括免除を実施。

＜償還初年度（令和4年度）＞

緊急小口資金（最大20万円）と総合支援資金（初回、最大60万円）

⇒令和3年度又は令和4年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

＜償還2年度（令和5年度）＞

総合支援資金（延長、最大60万円）⇒令和5年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

＜償還3年度（令和6年度）＞

総合支援資金（再貸付、最大60万円）⇒令和6年度の住民税非課税（※2）であれば一括免除

（※2）借受人及び世帯主について確認

・ **女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化**

パート等のシフト減による収入減少・養育費の減少が対象となりうることを明確化。

【住居確保給付金】

・ **再支給の申請期間の延長**

3か月間の再支給について、申請期間を3月末から6月末まで延長。

参考

（参考1）緊急小口資金等の特例貸付の実績
（R2.3.25～R3.3.6）（速報値）

決定件数：1,658,285件

決定金額：6601.7億円

（参考2）住居確保給付金の実績
（R2.4～R3.1）

決定件数：123,064件

支給済額：258.2億円

※令和元年度の決定件数：3,972件

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

（1）支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の住民税非課税の子育て世帯**（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）)

（3）実施主体

ひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村
その他子育て世帯：市町村（特別区を含む）

（5）スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：迅速な支給を実現する観点から、まずは、**児童扶養手当受給者**について、支給情報をもとに（**申請不要**）、可能な限り早期に支給
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、**申請に基づき**支給
- ② その他低所得の子育て世帯：今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、**申請に基づき**支給

（2）給付額

児童一人当たり一律 **5万円**

（4）費用

全額国庫負担（10／10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

ひとり親家庭向けの支援(高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付)

◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージ(仮称)を策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】 【月10万円】

◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】
1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ
(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【見直し(案)】
6月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに給付対象とする
※デジタル分野の資格や講座(Webクリエイター、CAD、LPIC等)や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座 等

※対象拡大の特例は令和3年度限り

参考

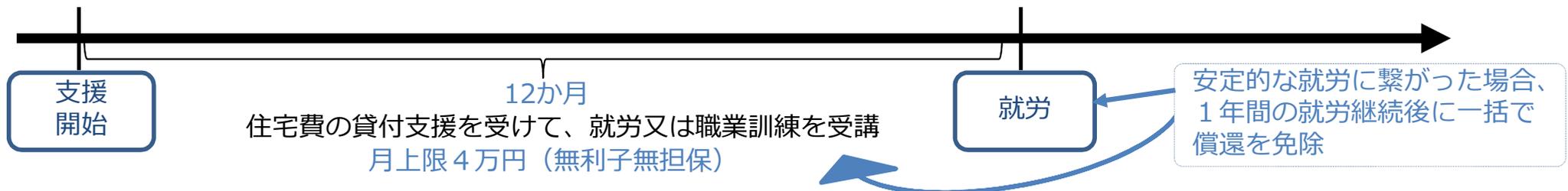
高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費(月10万円)を給付する仕組み

※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金(受講料の6割、上限年20万円)等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】 【月4万円】

◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要な資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、**住居の借り上げに必要な資金の無利子貸付制度を創設**。安定的な就労につながった場合には、**1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方策を導入**。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

学校休業等により子どもの世話のため仕事を休んだ方への支援（直接申請できる仕組みの導入）

- ◎ 小学校休業等対応助成金について活用いただけていない事業主が一部存在することから、労働者が直接申請できる仕組みの導入を行う。

対応方針

労働局からの小学校休業等対応助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合、労働者が直接申請できるようにする。

- (注) ① 令和2年2月27日から同年3月末までは、小学校休業等対応助成金を労働者が直接申請。
② 令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより給付。

- ※ ②については申請に当たって「休業させた」との取扱とすることに事業主が同意すること、①②ともに休業の事実や賃金の支払状況等について確認が得られることが必要。
- ※ ②について休業支援金・給付金の対象にならない大企業労働者の場合については、企業への助成金活用の働きかけを強化。

参考

小学校休業等対応助成金の概要

- 令和2年2月27日の政府による全国の小学校等の春休みまでの期間の臨時休業の要請を踏まえ、創設。
- 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者である労働者に対して、企業が有給の特別休暇を与えた場合に、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度（日額上限8,330円（令和2年度は15,000円））。
- 企業が休暇付与・助成金申請に対応してくれないとの相談を都道府県労働局で受けた場合、企業に対する働きかけを実施。令和2年11月に特別相談窓口を設置し、企業への働きかけを強化。
- 働きかけを行った件数のうち、企業が、特別休暇制度を導入・理解を示した・検討すると回答した割合は7割を占める。

(参考1) 特別相談窓口の実績 (R2.11.24~R3.2.28)

労働者からの相談件数：400

うち 労働者の意向を踏まえ企業に働きかけを行った件数：154

うち 導入した、導入に理解を示した件数：76

検討中と回答した件数：37

導入しないと回答した件数：41

(参考2)

小学校休業等対応助成金の支給実績

・支給決定件数：141,135件

・支給金額：475.0億円

※R2.3.18~R3.3.5